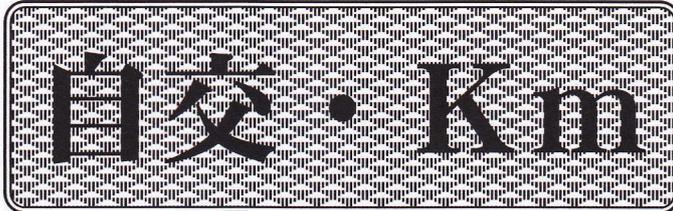


『お知らせ』

組合の様々な連絡、要望は本部事務局で承ります。  
受付電話番号 (FAX兼用)  
**03-5808-9951** (台東支部)  
(担当：岩崎・片岡)



第9号

2012年3月25日

本部所在地：東京都千代田区  
神田須田町1-7-1ウイン神田702  
電話・FAX 03-5297-3555

Km労働組合 教宣部

●ホームページ<http://atokunion.sa-suke.com/> ブログ：<http://atokm.tou3.com/>

# 2012年 3月8日 自交総連中央行動

自交総連東京地連からは48組合481人参加。  
Km労組からも4名(菊池、片岡、渡辺(浩)、村上)参加。

## Km労組も意気高く参加!

自交総連は2012年3月8日中央行動を実施しました。国交省前個人請願行動、銀座デモ行進、官庁請願行動を展開しました。Km労働組合も4名参加しました。東京地連はこの統一行動を2012年春闘勝利にむけた第2波統一行動と位置づけて、小雨の降る中、『安定した雇用の確保』『安全で乗りやすいタクシーの実現』『タクシー運転免許制度の実現』などを訴え、デモ行進をしました。



### ●南部ハイタク集団交渉● (3月9日)

2012年春闘いっせいで要求提出日にあたる3月9日に南部ハイタク共闘会議は、目黒中小企業センターで経営側(10社)と組合側(12組合)で集団要求提出を行いました。(参加：岩崎書記長)



### 定例化しつつある赤羽支部の門前宣伝活動

(3月7日)

赤羽支部では菊池執行委員と渡辺支部長、渡邊俊夫組合員の協力で機関紙の配布等門前での宣伝活動が行われました。継続は力なり! 月末には羽田でも行う予定です。



### ●新体制について一言!

執行委員長代行：岩崎 博

次期定期大会までの暫定として執行委員長の任に付くことになりました。経過は執行委員会声明に譲ります。今回の出来事はケジメを付けるという意味でも、Km労組は悪いことは悪い、それはどの様な立場にあっても『許されないことは許さない』という当然の結論を導き出す事の出来る組織であることを証明したと思います。短い期限付きの執行体制ですが過去最大の行動力を示す覚悟で運営していきます。非難されるべきは無責任です。要求に団結し、一緒に考え、組合員目線で組合員の為の組合づくりに邁進します。ご指導ご鞭撻とご協力の程宜しく願います。

### ●執行委員会声明から... 新体制決まる!

- ①高丸委員長、中島副委員長の辞任を認める。
- ②高丸委員長の報告放棄は事実上「調査委員会」の報告が正しいことを示しています。執行委員会は「調査委員会」に新たな資料を含めて最終報告を4月末までに求めます。
- ③新体制

執行委員長代行(書記長兼任)：岩崎 博 (台東)  
 執行委員：菊池 正洋 (台東)  
 佐々 京二 (台東)  
 支部長：片岡 孝徳 (台東)  
 渡辺 浩伸 (赤羽)

### 食らえる所に住む所

お気楽な「絆」にもの申す!  
 東日本大震災以後「絆」がもてはやされています。そもそも「絆」とは人との断つことのできないつながり。と思いませんか。しかし、広い意味では馬、犬、鷹など、動物をつなぎとめる綱と書いてあります。束縛するものを意味します。  
 言葉の意味に難癖を付けているわけではありません。お気楽に使われるには被災地のがれき処理を積極的に受け入れる自治体がないと報道されています。  
 総論賛成、各論反対の典型なのでしようが「絆」が泣きます。何とかならないのでしょうか?結局本来の意味である「束縛するもの」自己中心的な考えに束縛されてしまっているのではないのでしょうか?  
 もう一つ、がれきの処理ではありませんが後始末です。何事にも後始末が大切です。「自分のケツは自分で拭け」と言う言葉があります。もう少し上品に言えば「立つ鳥跡を濁さず。」でしょうか?少し違うような気もしますが、後始末くらい自分でやれと言うことではないでしょうか。震災は特定の誰かを責めるわけにも行きませんが、無責任は罪です。責められるべきです。  
 素不徒

## 2012年春闘要求提出 (3月21日)

### 要求書

2012年春闘として、下記の要求を致しますので、4月3日までに誠意ある回答を求めます。  
記

1. 村上静香さんの不当解雇を撤回し、直ちに職場復帰させる事。
2. 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）を装備し乗客の安全輸送及び事故防止に対応する事。
3. 固定給が東京都の最低賃金法に抵触している賃金体系を改め、固定給と歩合給のバランスのとれた賃金システムを構築すること。当面、総額62%に改める事。
4. 銀座地区乗り入れ自主規制を直ちに解除する事。
5. 通勤交通費を全額、実質支給する事。
6. 札幌地裁の判決にも示された通り、時間外労働、深夜残業、待機時間などについて、未払い賃金の状態を改め、法定割増賃金を実質的な賃金として正しく払う事。
7. 有給休暇の不当な取り扱いを止め、公出と有給休暇を併給する事。
8. スピードメーターの制限速度オーバーをブザーで知らせるシステムを、空車時だけではなく実車時にもブザー又は光（ランプ）で知らせるように改善する事。
9. 女性乗務員も多数乗務するようになっていきます。乗務員をトラブルから守る為にも防犯板を全車に設置する事。
10. 各営業所及び無線室にフリーダイヤルの電話回線を設置し、業務連絡の通信費は会社が全額負担する事。
11. 高速道路通行料金の帰路を全額会社負担とする事。
12. 飲酒運転防止の強化に向けて組合と十分に協議し、公共交通機関として相応しい内容とする事。
13. 赤羽支部、吉祥寺支部、羽田支部の支部事務所を供与する事。  
また、掲示板の設置を支部と相談の上見やすい場所に設置する事。



### ●主な自交の活動●

- 4月3日 地連単組代表者会議（第1回）
- 4月10日 春闘を語る会（南部）：多摩川台公園
- 4月24日 地連単組代表者会議（第2回）

### 村上さん不当解雇裁判から

???●いかなる処分でも受け入れます●???

事故、違反、トラブルなどで会社に報告書や始末書を書かされたことが有ると思います。

その時の文章には気をつけて下さい。

特に『いかなる処分でも受け入れます』の文言には気をつけて下さい。この様な文言は絶対に書かないで下さい。例文を示される等でこの様な文言が入った文章を強要された場合組合に相談して下さい。組合で対応します。村上さんの裁判で会社は証拠としてこの様な文言の入った文書を出してきました。

対応する為の例文を示します。

『今後はないように気をつけます』で十分です。

### ●労供問題の基本を押さえる①●

## 労働者供給事業は労働組合が行う事業です！

労働者供給事業（労供）は職業安定法第44条に基づいて労働組合が行う事業です。

この事業は国から許可を受けた労働組合でしか行うことが出来ません。

同法45条は、「労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことが出来る」としています。

国際自動車（株）では、自交総連Km労働組合と国際労働組合だけです。

自交総連傘下の組合でも日本交通労働組合とKm労働組合だけです。（他のタクシー会社は定時制などで対応しています）

**私達Km労働組合は高齢者の継続的再雇用に対して先進的に取り組んでいる組合です。**

**労供で働くななら自交総連Km労働組合で！**

**ATU共済は労供労働者も守ります！**

### 南部ブロック春闘を語る会

**4月10日(火)10時**より多摩川台公園で「南部ブロック春闘を語る会」が開催されます。桜を楽しみながら各単組の仲間と飲食しながら仕事や組合活動など談笑してみませんか？（本部事務局まで）

### 「辞任」と「解任」

「執行委員会声明」を読まれて若干誤解があるようです。今回の事態はあくまで「辞任」です。経過の説明にもありますが本人の自由意志で「辞任」を表明され、投げ出されたというのが実態です。手続き上からも「解任」は簡単にできません。

本部からお知らせ